

Ⅲ 装備品等の製造修理企業の保全に係る業務



US-2 固定翼機

1 秘密保全

装備品等及び役務の調達に当たり、秘、特定秘密、特別防衛秘密に指定されたものの製作等を企業に委託する場合、「秘密の保全に関する特約条項」、「特定秘密の保護に関する特約条項」又は「特別防衛秘密の保護に関する特約条項」を付すとともに、「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」に基づく「秘密保全実施要領」の策定を委託先企業に求め、秘密の保護に万全を期しています。

契約担当官等は、これらの特約条項に基づき委託先企業に対し毎月1回以上の実地による保全検査を当該委託先企業を管轄する地方防衛局の保全専門官に行わせ、その保全検査報告を受けることにより当該委託先企業の秘密の保護状況を管理し、秘密の漏えい等の防止を図っています。

2 情報セキュリティ

装備品等及び役務の調達に当たり、保護すべき情報が含まれ、又は含まれることが予想される場合には、情報セキュリティの確保のため、防衛関連企業との契約において、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」を付して、保護すべき情報の保全のため必要な措置を定めることを求めています。

契約相手方企業は、装備庁の示す基準に基づき情報セキュリティ対策を実施し、装備庁は、その実施状況を監査することにより、保護すべき情報の漏えい等の防止を図っています。

契約担当官等は、特約条項に基づく契約相手方企業に対する情報セキュリティ監査を、当該契約相手方企業を管轄する地方防衛局の情報セキュリティ監査官等に行わせ、契約相手方企業が実施する情報セキュリティ対策の適切性、有効性等を確認しています。